十の六　通所給付費等単位数表第５の１の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(Ⅰ)

特定従業者等であって、(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年(3)に規定する期間にあっては五年）以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。(3)において同じ。）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)・(3)　略

ロ　［略］

［十の七～十八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部改正）

第九条　こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注３の(1)及び注４並びに別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１の注４の(1)及び注５並びに第２の１の注２の(1)及び注３のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
イ　［略］ ロ　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（法第十八条の二	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）

改正前	
一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第１の１の児童発達支援給付費の注３の(1)及び注４並びに別表２経過的障害児通所給付費等単位数表第１の１の注４の(1)及び注５並びに第２の１の注２の(1)及び注３のこども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乗じる割合	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
イ　［同上］ ロ　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	
こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準	こども家庭庁長官が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業員の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（国家戦略特別区	百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）

十の六　通所給付費等単位数表第５の１の２の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する者

イ　訪問支援員特別加算(Ⅰ)

特定従業者等であって、(1)、(2)又は(3)に規定する期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年(3)に規定する期間にあっては五年）以上である者

(1)　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。）にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)・(3)　同上

ロ　［同上］

［十の七～十八　同上］